

(一社) 横浜港振興協会友の会 (波止場倶楽部) 規約実施細則

(会費の免除)

第1条 1月以降の入会については、翌年度分の会費全額を納入した場合において、その時点から入会したものとし、当該年度分の会費を免除することができる。

(家族会員割引)

第2条 会員の家族については、2人目からは家族会員として年会費について1千円の割引を受けることができる。

2 家族会員はすべての会員特典を享受するが、刊行物の送付は1家族につき各1部とする。

附則 この細則は、平成25年4月1日から適用する。